

## 論文

# 『「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』における5年間の障害者虐待の現状—知的障害のある人への虐待の集中—

勝井 陽子

KATSUI Yoko

## 要旨

本研究は、障害者虐待について、2015年度から2019年度までの『「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』における「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」について考察する中で、知的障害や知的障害と自閉症スペクトラム障害のある人々にとっての、これらの報告が示す障害者虐待の現状と課題について検討した。

その結果、知的障害のある人に虐待の集中が起こっており、障害支援区分の高い人、行動障害(報告書における用語)のある人に虐待の発生が高まってきていることが明らかとなった。

## I はじめに

2011年6月障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以降：障害者虐待防止法)(平成23年法律第79号)が成立し、2012年に施行後も「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」は年々増加している。障害者虐待防止法附則第2条において「政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」としているが、施行後9年経過した現在も、法改正は実施されていない。課題の一つとして、例えば志賀(2015)では、「施設等における虐待防止委員会等が機能しており内部で検

証後速やかに通報された事例、内部の体制が機能せずかなり遅れて通報に至った事例、通報を受けた自治体が適切な対策を打たなかった事例等、この数字には様々なタイプが含まれる」とし、通報したとしても適切な調査に結び付かないことを示唆する。

この間、2013年には千葉県立袖ヶ浦福祉センターにおける虐待死亡事件、2016年の津久井やまゆり園事件、それ以降も、障害のある人々(以下、障害者)が虐待・犯罪の対象となり亡くなる事件が続く。両事件ともに、事件までの間に利用者の方に対する虐待行為があったことが、すでに明らかとなっている。

日本政府が2014年批准した障害者権利条約(以下、条約)は、第14条「身体的自由及び安全」、第15条「拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由」、第16条「搾取、暴力及び虐待からの自由」、第19条「自立した生活及び地域社会への包容」等において適切な対応が求められているところであるが、国際連合障害者の権利に関する委員会より、障害者権利条約「初回の日本政府報告に関する質問事項」

を受けている。

具体的には、「身体的自由及び安全(第14条)中略(b)知的又は精神障害のある者の入院件数が増加していることに対応すること、及び彼らの無期限の入院を終わらせること。」「拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由(第15条)(a)障害者、特に知的又は精神障害のある者に対して用いられる、強制電気痙攣療法、強制治療、隔離、その他同意のない屈辱的で品位を傷つける実践を含む、物理的及び化学的身体拘束の使用を廃止するためにとつた法律(「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」を含む)上及び実践上の措置。以下略」、「搾取、暴力及び虐待からの自由(第16条)(a)身体的、心理的、性的・ジェンダーに基づく暴力、家庭内暴力、強姦、虐待、搾取及び体罰を含めあらゆる形態の暴力から障害者を保護すること。(b)障害者特に障害のある女子(women)と児童に対するあらゆる形態の暴力の発生を確認し、これを予防し、また起訴すること。上記は、家庭、学校、病院、施設を含めあらゆる状況のもとでのものとし、知的又は精神障害のある者に対するその保護者による虐待事案についても含める。」等について、報告を求められているところであり、知的障害・精神障害のある人々への虐待、隔離、長期入所、身体拘束の問題等がとりあげられている(外務省2019)。

よって本研究では、障害者虐待について特に、2015年度から2019年度までの5年間の『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』における「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」について考察する中で、知的障害や知的障害と自閉症スペクトラム障害のある人々にとっての、これらの報告が示す現状と課題について検討する。

## II 障害者虐待防止の取り組み

障害者虐待防止法第一条において、「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、

障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする」とし、障害者虐待防止の取り組みを実施しているところである。

また、障害者虐待とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待としている。障害者福祉施設従事者等による障害者虐待は、「障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為」とし、「1障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」、「2障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること」、「3障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」、「4障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること」、「5障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること」と定めている。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待にか

かわる通報については、同法第16条「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。」としているが、実際には、通報者が運営法人からの民事訴訟を受ける事態が発生している。

2020年には、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の改定が行われた。障害者福祉施設従事者等による障害者虐待については、虐待は発生し続けているところである。

### Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の現状

障害者虐待防止法により、国は『「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』(以下、虐待報告書)を公表しているところであるが、ここでは、『「障害者虐待の防止、障害

者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』について、2015年度から2019年度までの5年間の同報告書をまとめ、5年間における「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」について検討した(厚生労働省2016、2017、2018、2019、2020a)。

#### ① 被虐待者の現状

表1は、障害者福祉施設従事者等から虐待を受けた障害のある被虐待者の障害についてまとめたものである。重複障害等も含め複数回答可能となっている。よって、各障害該当数の合計は、総実人数とは一致しない。5年間では、被虐待者数は、2015年度569人から、2016年度672人、2017年度666人、2018年度777人、2019年度734人となる。被虐待者数は、上下を繰り返しながら上昇傾向にあり2018年度から2019年度にかけて被虐待者が43人減少したものの依然減少傾向にあるとは言えない状況である。その中でも顕著な点としては、虐待を受けた3418名中、2567名(75.1%)が知的障害のある人であった。全期間を通じて知的障害のある人が最も虐待を受けており、知的障害のある人が虐待を受けやすいということであり、易被虐待性を示すといえる。知的障害のある人に、虐待の集中が起こっているのである。障害者福祉施設従事者等から虐待を受けるということは、知的障害のある人に対しての障害福祉サービス供給に虐待が伴うということであり、障害福祉サービス供給の易虐待性の解決が求められるということである。

表1 障害者福祉施設従事者等からの被虐待者の障害種別

年度	人数	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明
2015	569	95	474	50	13	0	6
2016	672	97	461	79	24	5	93
2017	666	148	473	111	34	8	10
2018	777	176	581	105	33	4	26
2019	734	156	578	88	27	9	10
全期間	3418	672	2567	433	131	26	145
対人数比	-	19.6%	75.1%	12.6%	0.38%	0.07%	0.42%

※障害の種別は複数回答、%は全期間人数に対する各障害種別の構成比

表2は、各障害の複数回答総数に対する、各障害の占める割合となる。

表3は、各虐待事件に対する類型となる。1件で複数の被虐待者が生ずる場合もあるため、総件数と総実人数(被虐待者)は一致しない。全期間を通じて身体的虐待、次いで心理的虐待が多く行われていた。また、身体的虐待に該当する身体拘束も行われていた。

知的障害のある人に虐待の集中が生じている状況において、知的障害のある人自身からの虐待の告発や訴えは、個人の状況に応じた個別の支援、コミュニケーション支援の不足により(例えば言語コミュニケーションの困難による他者への意思伝達の困難、1語文や2語文等での表出の十分でない言語コミュニケーションの使用、ジェスチャー等の非音声言語による訴えが証拠能力不十分と認定されること等)、虐待や犯罪の認定を困難にしていること、また、暴言・暴力・搾取等様々な事象を自身への虐待行為・権利侵害と認識することが困難な状況におかれているといえる。また、

障害者虐待は、通報したとしても適切な調査に結び付かないことも示唆されており、多くの通報・相談があるにも関わらず、虐待・犯罪認定に至っていない。この数値に顕れない障害のある人々が潜在しているということである。障害者被虐待の氷山モデルとして3418名の人々が顕在化しただけであり、氷山の下に潜在する人々について、危機的状況であることを認識する必要があり、施策対応が早急に求められる状態であると言える。

表4は、被虐待者の障害支援区分となる。全期間を通じて66.2%が障害支援区分に該当する人であり、障害支援区分に該当する人が多く虐待を受けていることとなる。また被虐待者の中でも、区分3から区分6に該当する人が、全期間通じて60.6%を占める。5年間で区分1の人が0.9%、区分2の人が4.7%、区分3の人が8.4%、区分4の人が11.5%、区分5の人が13.5%、区分6の人が27.2%となる。

障害が重いと考えられる人、特に区分6(932人27.2%)に該当する人が、多く虐待を受けてい

表2 障害者福祉施設等からの被虐待者の障害種別の複数回答種別数に占める割合(%)

年度	人数	複数回答総数	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明
2015	569	638	14.8	74.2	7.8	2.0	0.0	0.9
2016	672	759	12.7	60.7	10.4	3.1	0.7	12.2
2017	666	784	18.8	60.3	14.1	4.3	1.0	1.3
2018	777	925	19.0	62.8	11.4	3.6	0.4	2.8
2019	734	866	18.0	66.7	9.9	3.1	1.0	1.1

表3 虐待行為の類型(複数回答)

年度	人数	総件数	身体的虐待		性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待
			身体的虐待	身体的虐待のうち身体拘束を含む				
2015	569	428	197	(21)	48	139	18	26
2016	672	510	229	(23)	48	169	26	38
2017	666	583	262	(28)	66	196	32	27
2018	777	713	306	(47)	79	252	34	42
2019	734	673	288	(40)	72	219	40	54
全期間	3418	2907	1282	(159)	313	975	150	187
対総件数比	—	100	44.1	(5.5)	10.8	33.5	5.2	6.4



る状況となる。区分3区分4以上の人が、障害者支援施設を利用しており、近年、障害支援区分の重い人の入所が増加している(厚生労働省2021)。また、障害支援区分認定を受けていない20.8%の人も虐待の対象となっている。2016年から2019年にかけて、障害支援区分のある人への虐待が増加している状態である。

また、表4表5より、被虐待者のうち行動障害のある人は、2015年度28.8%、2016年度21.3%、2017年度29.3%、2018年度32.3%、2019年度37.5%となり、5年間の総被虐待者3418人のうち30.1%である1028人が行動障害のある人であった。この5年間のなかでは、被虐待者の知的障害のある人

2567人の中に、行動障害のある人の多くが含まれているのである。障害支援区分が高い人すなわち、多くの支援を必要とする重度の障害のある人が障害者福祉施設従事者等から虐待を受けやすく、また行動障害のある人が虐待を受けやすいという状態である。

表5は、被虐待者のうち行動障害のある人の状況についてまとめたものである。認定なし強い行動障害があるについては、認定調査を受けていないが、強い行動障害があるとされる区分となる。全期間を通して、虐待を受けた人のうち、30.1%が行動障害のある人であったこととなる。また、

表4 被虐待者の障害支援区分

年度	人数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	区分有*	行動障害有	
2015	569	7	31	53	80	92	138	117	51	401 70.5	28.8	
2016	672	6	29	63	89	71	138	130	146	396 58.9	21.3	
2017	666	5	43	47	65	73	180	143	110	413 62.0	29.3	
2018	777	7	32	64	74	106	238	178	78	521 67.1	32.3	
2019	734	6	26	60	86	119	238	142	57	535 72.9	37.5	
全期間計	3418	31	161	287	394	461	932	710	442	2266	—	
全期間	—	0.9	4.7	8.4	11.5	13.5	27.2	20.8	12.9	66.2	—	
	—	192人	5.6%	2074人		60.6%						—

※上段は区分有の人数、下段は当該年度人数に対する構成比

表5 行動障害の有無

年度	人数	強い行動障害がある	認定なし強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害あり		なし	不明
					実数小計	行動障害有構成比		
2015	569	99	18	47	164	28.8	193	212
2016	672	85	10	48	143	21.3	122	407
2017	666	118	4	73	195	29.3	139	332
2018	777	149	8	94	251	32.3	213	313
2019	734	172	16	87	275	37.5	186	273
全期間	3418	623	56	349	1028	30.1	853	1537
全期間構成比	100	(18.2)	(1.6)	(10.2)	30.1	—	24.9	45.0

この4年間は行動障害のある人に対する虐待が増加し続けている。直近の2019年度は37.5%の人に行動障害があり、虐待を受けている。行動障害のある人が職員にとって望まない行動を行った際、虐待が発生している可能性が示唆される。また、行動障害がある人のうち言語でのコミュニケーションが困難な人が虐待を受けた際も「虐待を受けていた」と周囲の者が訴えることができ始めている可能性が推認される。支援者としての倫理や障害観、行動障害に関する要因や支援についての理解(方法や支援体制)が深まらない限り、この状況、すなわち行動障害のある人に対し虐待行為を行うことでその行動をコントロールしようとする、職員の何らかの理由により虐待行為をおこなうことが悪化する可能性が危惧される。

また、言葉の使用に関して、障害支援区分の認定調査項目「行動障害に関連する項目」の「行動障害」の部分に援用した使用であると考えられるが、行動障害については明示的に区別されている言葉ではないと考える。医学的な行為障害とは同一ではなく、医学的診断を伴う障害であるかのように理解される危険性を伴う。また、それゆえ行動の原因が第1義的に本人に由来するという認識を助長する可能性がある。重い知的障害や自閉症スペクトラム障害による相互コミュニケーションの困難性を理解するならば、更なる社会的支援を要請するものであり、慎重に検討される必要がある。強度行動障害は行政上使用されている語句であるが、本稿では強度行動障害に準ずる状況である、行動関連項目に該当する状況であるとし、報告書との整合性を担保するため、行動障害の語句

を使用した。

表6は、被虐待者のうち、障害支援区分がある人と行動障害のある人の割合の推移についてまとめたものである。障害支援区分のある人が虐待にあう可能性が高まってきていること。行動障害のある人が虐待にあう可能性が高まってきていることが示されている。

以上、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」の5年間では、障害者虐待の対象となる人々について、知的障害のある人、障害支援区分のある人で更には区分が高く障害が重く考えられている人、更には行動障害のある人が虐待の対象とされ易いと言える。知的障害があり、障害が重く、行動障害のある人の易被虐待性について指摘することができると同時に、虐待の集中である人権侵害の集中が起こっているということである。

## ② 虐待発生の場合

表7は、5年間の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待において、障害者虐待が起こっている場所となる。5年間では、被虐待者数は、上下を繰り返しながら上昇傾向にあり、依然減少傾向にあるとは言えない状況であると述べたが、虐待発生事業所数については、2015年度339か所、2016年度401か所、2017年度464か所、2018年度592か所、2019年度547か所となる。虐待発生事業所数について、2017年度から2018年度は128件と急激な上昇が見られた。2018年度から2019年度にかけて、一部減少とはなったが、安定的に減少傾向にあるとは言えない。

5年間の総虐待発生件数が最も多いのは、障害

表6 被虐待者のうち、障害支援区分がある人、行動障害がある人の構成比

年度	総数	障害支援区分がある	行動障害がある
2015	569	70.5	28.8
2016	672	58.9	21.3
2017	666	62.0	29.3
2018	777	67.1	32.3
2019	734	72.9	37.5
全期間	3418	66.2	30.1

者支援施設599件(25.5%)、次いで共同生活援助405件(17.2%)、生活介護319件(13.6%)、就労継続支援B型265件(11.3%)、就労継続支援A型141件(6.0%)となり以下他の事業が続く。児童については別稿に譲るが児童通所関連をまとめた数値については、290件(12.4%)となる。5年間の虐待発生事業所件数は、あわせて2343件(3418人)となった。

上記5事業の虐待発生件数について、障害者支援施設、共同生活援助については、断続的に発生件数は上昇傾向にある。生活介護、就労継続支援A型については、2018年度をピークに2019年度は減少、就労継続支援B型については、上下を繰り返して2018年度をピークに2019年度は減少となっている。現在のところ、虐待の発生件数は、継続的に減少しているとは言えない状況である。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が起こっている場所としては、5年間で599件と障害者支援施設で最も多く起こっているといえる。次に、共同生活援助405件、生活介護319件、就労継続支援施設B型265件となる。

居住の場としての障害者支援施設、共同生活援助、日中活動の場としての生活介護、就労継続支援B型といった、重度の障害をもつ人が多く利用する施設で障害者虐待が発生しているということになる。

各事業の総利用者数に対する発生件数割合は、利用者1万人以上の事業種別の中で、顕著なところでは障害者支援施設(0.46%)、共同生活援助(0.33%)、重度訪問介護(0.27%)、療養介護(0.24%)となる。

また、各事業の総利用者人数は、生活介護281,122人、就労継続支援B型253,062人、居宅介護178,598人、障害者支援施設128,707人、共同生活援助121,701人他となり、総利用者人数は日中活動の場ほど多くないにも関わらず、居住の場である障害者支援施設、次いで共同生活援助において特に虐待の発生数が多くなり、発生率も高い状況となっている。(重度障害者等包括支援は全国で37名の利用、虐待認定1件のため除外した)

障害者支援施設、共同生活援助という、知的障害があり、障害の支援度が高く、行動障害のある人が利用する可能性の高い居住の場において虐待の発生数、発生率が高い。また、両施設とも障害のある人が集団で生活する場(または、生活を管理される場)となり、集団生活の場で虐待の発生数、発生率が高いということである。居住の場で障害者虐待の発生率が高いということは、知的障害者にとっては何らかの管理された環境の中で、逃げ場のない危機的状況となるといえる。

また、通所の場においては、居住の場よりも発生数が少ないものの、生活介護、就労継続支援B

表7 障害者福祉施設における虐待発生の状況

年度	人数	事業所件数	障害者支援施設	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助	一般・特定相談支援	移動支援	地域活動支援センター	福祉ホーム経営事業	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイ	児童相談支援
2015	569	339	88	9	3	0	0	1	43	11	0	1	5	23	49	63	1	2	2	0	2	1	35	0
2016	672	401	99	10	4	0	0	3	48	9	0	2	7	26	52	76	2	8	6	0	4	2	42	0
2017	666	464	116	14	6	0	0	17	54	14	0	4	7	33	43	87	0	3	7	0	2	0	57	0
2018	777	592	136	16	6	0	1	15	106	17	0	2	4	37	74	89	2	4	7	1	4	0	70	1
2019	734	547	160	16	11	1	2	14	68	20	1	1	5	22	47	90	5	8	6	1	5	0	64	1
事業所構成比	-	100	25.5	2.8	1.2	0.04	0.1	2.1	13.6	3.0	0.04	0.4	1.2	6.0	11.3	17.2	0.4	1.0	1.2	0.04	0.7	0.1	11.4	0.08
総数	-	2343	599	65	30	1	3	50	319	71	1	10	28	141	265	405	10	25	27	1	17	3	268	2
全期間利用者数構成比	3418	-	0.46	0.03	0.27	0.003	0.02	0.24	0.11	0.13	2.7	0.06	0.08	0.2	0.1	0.33	-	-	-	-	-	-	-	-
障害福祉サービス利用者数	-	-	128,707	178,598	11,084	25,171	10,971	20,574	281,122	51,824	37	14,512	33,268	69,485	253,062	121,701	-	-	-	-	-	-	-	-

『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』における5年間の障害者虐待の現状  
 一知的障害のある人への虐待の集中-

型において多く発生しており、その利用者像として知的障害があり、障害の支援度が高く、行動障害のある人が利用する可能性の高い事業にて虐待が発生しやすい事を示している。

③ 虐待を行った従事者等の状況

表8は、虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別となる。全期間を通して男性が虐待者となることが多く70.7%となる。男性従事者が虐待者となる人数は、2016年以降増加傾向であったものから2018年度から2019年度にかけては横ばいとなっているが依然減少に転じたとはまでは言えない。女性従事者が虐待者となる人数は、継続して増加してきている。

表9は、虐待を行った障害者福祉施設従事者等

の職種についての各年度の虐待者数上位職種となる。虐待者の職種について、国の『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』においては、管理者、サービス管理責任者、設置者・経営者はそれぞれ別職種として扱われているが、本研究では管理者、サービス管理責任者、設置者・経営者を、障害者福祉施設の運営・経営に際し、その事業所内の意思決定に大きな影響力を持つため同一のカテゴリ「管理者等」として取りまとめた。

虐待者の職種として、5年間では生活支援員が1138人、管理者等が501人、その他238人、世話人179人、その他の職種という結果であった。5年間を通じて、生活支援員の虐待者数は増加傾向、

表8 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別

	男性		女性	
	人数	構成比	人数	構成比
2015	290	70.6	121	29.4
2016	334	73.2	122	26.8
2017	376	72.6	142	27.4
2018	447	70.5	187	29.5
2019	445	68.0	209	32.0
全期間	1892	70.7	781	29.2
合計人数	2673			

表9 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種(人)

	1	2			3	4	5
2015	生活支援員	管理者45	サビ24	設置17	世話人31	指導員28	その他従事者25
	183	86			31	28	25
2016	生活支援員	管理者35	サビ27	設置13	その他52	指導員34	世話人30
	183	75			52	34	30
2017	生活支援員	管理者50	サビ28	設置23	その他37	世話人23	指導員22 看護職員22
	229	101			37	23	22. 22
2018	生活支援員	管理者60	サビ31	設置26	その他65	世話人45	指導員28
	268	117			65	45	28
2019	生活支援員	管理者47	サビ48	設置27	その他59	世話人50	指導員20
	275	122			59	50	20
全期間	生活支援員1138	管理者等 501			その他238	世話人 179	指導員 132

※ (サビはサービス管理責任者、設置は設置者・経営者の略)



管理者等の虐待者数も増加傾向にある。生活支援員は、重度の障害のある人の直接支援に関わることが多く、その身体接触の多さからも虐待行為生起の可能性が高いという事が示唆される。

また、管理者等の虐待者数が、生活支援員に次いで高くなる。管理者等の業務規程による指揮統制に、職員の支援行為である業務は規定・拘束される。その管理者等が虐待を行うということは、当該虐待行為をその指揮下にある職員は誤学習することとなる。そういった誤学習による犯罪・虐待行為を阻止、権利擁護の実践を期待されているものが福祉専門職である。福祉専門職として養成された社会福祉士・精神保健福祉士の採用は専門職加算(福祉専門職員配置等加算等)として報酬加算のインセンティブとして存在するが、各事業所に必置ではなく、管理者等の意向に委ねられている状態である。管理者等が虐待行為発生に関与する可能性が、生活支援員に次いで高いことは、障害福祉サービス供給上またその設置目的の履行上問題である。

表10は、虐待を行った障害者福祉施設従事者等の雇用形態となる。雇用形態については、2016年

からの4年分となり、虐待者の雇用形態では正規職員が2016年の52.9%から2019年の61.6%まで継続して実数とも増加している。非正規職員は、2018年が特に多くなっている。4年間平均では正規職員が56.2%、非正規職員は15.9%であり、正規職員が虐待者となることが多くなっている。4年間の総数の27.8%が不明値となっており、調査としての不安定さが残る。

5年間の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待における虐待者の属性から、正規職員で男性の生活支援員という傾向が伺われた。

#### ④ 虐待等による死亡者

表11は、障害者福祉施設従事者からの虐待等による死亡者として、これまで報告書にて公表された事件である。2018年度虐待報告書から死亡者については記載されている。2013年には千葉県立袖ヶ浦福祉センターにおける死亡事件、2016年の津久井やまゆり園事件と、特に重い知的障害、自閉症スペクトラム障害のある人々、虐待報告書が表記する「行動障害のある人々」が多く生活する居住の場においては、断続的に死亡事件が起こって

表10 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の雇用形態(下段は構成比)

年度	正規職員数	非正規職員数	不明	合計(人)
2015	—	—	—	—
2016	241 52.9	78 17.1	137 30.0	456
2017	278 53.7	72 13.9	168 32.4	518
2018	350 55.2	124 19.6	160 25.2	634
2019	403 61.6	87 13.3	164 25.1	654
全期間	1272 56.2	361 15.9	629 27.8	2262

表11 障害者福祉施設従事者からの虐待等による死亡者

	2018年度		2019年度	
事業	共同生活援助	短期入所	重度訪問介護	障害者支援施設
死亡者	知的障害 女性	知的障害 男性	身体障害・知的障害 男性	知的障害 男性
行為者	世話人 女性	サービス管理責任者 女性	サービス提供責任者 男性	生活支援員 男性

いる。両事件ともに、事件までの間に利用者の方に対する虐待行為があったことが、すでに明らかとなっており、虐待行為と死亡に至る事件は、その結果の差異はあるが身体拘束・虐待から連なる連続性を持つことが示唆される。また、上記以前にも他事業所にて虐待による死亡事件は発生している。

現在、社会の中には多くの職場が存在する。労働者が職務中に、労働者の暴力行為により労働者ではない他者を死に至らしめる事件が何度も発生する職場が存在することは異常な事態である。また、それらが当たり前になり続けていることは、障害のある人の、人としての尊厳が危機的な状況に晒されているということである。

#### ⑤ 市町村等職員が判断した虐待の発生要因

表12は、市町村等職員が判断した虐待の発生要因である。虐待発生事業所件数は、2018年まで上昇し続けていたため、これらの判断の指摘が十分その後の施策展開に活用され効果があったかは不明である。それぞれの発生要因がまだまだ指摘され続けていることは、解決していないままであるということである。

解決されないまま、すなわち虐待の危険性を保持したまま障害福祉サービスが運営されているということになる。

## IV おわりに

2020年市町村・都道府県における 障害者虐待の防止と対応の手引き(自治体向けマニュアル)で

は、虐待防止ネットワークの構築(障害者虐待防止法第35条)として、「専門機関による介入支援ネットワーク」に、社会福祉士と弁護士がチームとして助言を行う「虐待対応専門職チーム」の活用が追記された(厚生労働省2020b)。

2021年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害者虐待防止の更なる推進として、現行運営基準の努力義務としての①従業者の研修実施、同じく努力義務としての②虐待の防止等のための責任者の設置を見直した。2022年度より義務化される内容として、①従業者の研修実施、②虐待の防止等のための責任者の設置、③虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果に従業者に周知徹底するという法人内の自助努力に収斂されたとも言える3点となっている。

「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」の本研究では、障害者虐待の対象となる人々について、全期間を通じて知的障害のある人が最も虐待を受けていた。知的障害のある人が虐待を受けやすいということであり、易被虐待性を示すことを指摘した。同時に、障害者福祉施設従事者等から虐待を受けるということは、知的障害のある人に対しての障害福祉サービス供給に虐待が伴うということであり、障害福祉サービス供給の易虐待性の解決が求められるということである。また、近年は、障害支援区分のある人、行動障害のある人が虐待にあう可能性が高まってきていることが示された。知的障害のある人、障害支援区分のある人で更には区分が高く障害が重いと考えられて

表12 市町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

	2015	2016	2017	2018	2019	合計(件)
虐待発生事業所件数	339	401	464	592	547	2343
教育・知識・介護技術等に関する問題	183	248	262	395	317	1405
職員のストレスや感情コントロールの問題	137	199	207	308	293	1144
倫理観や理念の欠如	143	202	235	285	284	1149
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ	81	84	84	122	86	457
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	75	84	86	110	128	483

\*2015年のみ「虐待を行った職員の性格や資質の問題」項目があり167件の判断があった。

いる人、そして行動障害のある人が虐待の対象とされ易く、死亡事件も断続的に発生し続けている。虐待の集中である人権侵害の集中が、この社会の中で構造的に起こっているということである。

障害者支援施設、共同生活援助といった集団で生活することが求められる居住の場にて生起する虐待の集中は、それらを利用する知的障害のある人にとっては何らかの管理された環境の中で、逃げ場のない危機的状況となる。虐待される人々の75.1%が知的障害、行動障害に至りやすいと考えられている知的障害・自閉症スペクトラム障害のある人々に集中する虐待の構造は、早急に解決すべき社会福祉の課題であり、現状の重篤さを認識し解決する事が求められる。

謝辞 本研究は、JSPS科研費21KO1978の助成を受けた成果の一部である。

## 引用文献

志賀利一(2015)『障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究』独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html) 「2022年2月7日閲覧」

厚生労働省(2016)『平成27年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12203000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Shougai-fukushika/0000145880.pdf> 「2022年2月7日閲覧」

厚生労働省(2017)『平成28年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12203000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Shougai-fukushika/0000189857.pdf> 「2022年2月7日閲覧」

厚生労働省(2018)『平成29年度「障害者虐待の防

止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』<https://www.mhlw.go.jp/content/12203000/000464431.pdf> 「2022年2月7日閲覧」

厚生労働省(2019)『平成30年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』<https://www.mhlw.go.jp/content/12203000/000578662.pdf> 「2022年2月7日閲覧」

厚生労働省(2020a)『令和元年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』<https://www.mhlw.go.jp/content/12203000/000759345.pdf> 「2022年2月7日閲覧」

厚生労働省(2021)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害保健福祉施策の動向等」社会保障審議会障害者部会第106回(R3.3.19)資料1-1 24頁 <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000763127.pdf> 「2022年2月7日閲覧」

厚生労働省(2020b)市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き(自治体向けマニュアル)(令和2年10月) <https://www.mhlw.go.jp/content/000686498.pdf> 「2022年2月7日閲覧」

『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』における5年間の障害者虐待の現状  
—知的障害のある人への虐待の集中—

## Current Situation of Abuse to People with Disabilities in 5-year Series of Reports on the Investigation Results of Responses Based on the "Act on the Prevention of Abuse of Persons with Disabilities and Support for Caregivers"

KATSUI YOKO

This study investigated abuse to people with disabilities, considered "abuse to people with disabilities by employees of welfare facilities for people with disabilities" as described in each "Report on the Investigation Results" for the fiscal years 2015-2019, and considered the current situation and problems of abuse to them suggested by these reports.

As a result, it became clear that intellectually disabled people are intensively abused, and that people in higher disable support categories and people with behavioral disorders (the terms used in the reports) are being increasingly abused.